

平成26年度 事業報告書



西多摩地域広域行政圏協議会

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市

瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

目 次

1 会議等	
(1) 会議等開催状況	1
(2) 会議等内容	2
2 部会および分科会の活動等	6
3 要望行動	
(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望	7
(2) JRダイヤ改正に関する緊急要望行動	23
4 共同事業	
(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会	24
(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	31
(3) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業	35
5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用	37
6 後援名義の使用承認	38
7 平成26年度歳入歳出決算	
(1) 総括表	41
(2) 平成26年度 岁入歳出決算事項別明細書	
一般会計	42
西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計	44
西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計	45
8 実施計画事業に対する財源確保状況	46
付 属 資 料	47

- 協議会規約 ○ 審議会規程 ○ 副市町村長会規程 ○ 幹事会規程 ○ 分野別検討部会規程
- 開発部会設置要領 ○ 生活部会設置要領 ○ 産業部会設置要領 ○ 教育文化部会設置要領
- 環境部会設置要領 ○ 協議会委員名簿 ○ 審議会委員名簿 ○ 副市町村長会委員名簿
- 幹事・事務局員名簿

1 会議等

(1) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	4
5	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	4
6	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会・分科会）	2
7	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会）	1
8	西多摩地域広域行政圏協議会環境部会（部会・分科会）	1
9	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会等	6

(2) 会議等内容

年月日	会議名	会議内容
26. 4. 22	開発部会 第1回 公共交通問題分科会	(議題) 平成26年度 青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項等の提出について
4. 22	第1回 幹事会 第1回 事務局会議	(議題) 平成26年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程（案）について (報告事項) 1 平成26年度共同事業について 2 消費生活相談広域連携の実施状況について
5. 14	環境部会 第1回 防災分科会	(議題) 「り災証明発行システム」の複数市町村による共同利用について
6. 23	開発部会 第2回 公共交通問題分科会	(議題) 平成26年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について (報告事項) 今後の日程について
6. 26	第2回 幹事会 第2回 事務局会議	(議題) 1 平成25年度西多摩地域広域行政圏協議会決算（案）について 2 平成26年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書（案）について (報告事項) 西多摩地域広域行政圏計画の策定について（案）
7. 3	体育大会第1回大会委員会	(議題) 第24回西多摩地域広域行政圏体育大会について 1 大会委員会名簿 2 大会実施要項（案） 3 日程表、競技種目別開催会場（案） 4 総合開会式兼前夜祭実施要項・要領（案） 5 総合閉会式実施要項（案） 6 大会予算（案） 7 大会開催要項 8 大会委員会会則 9 大会実行委員会会則 10 大会組織図

年月日	会議名	会議内容
7.3	第1回 副市町村長会	<p>(議題)</p> <p>1 職務代理の専任について 2 平成25年度西多摩地域広域行政圏協議会 決算(案)について 3 平成26年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について</p> <p>(報告事項) 平成26年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について</p>
7.10	第1回 協議会	<p>(議題)</p> <p>1 平成25年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および決算(案)について 2 平成26年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について</p> <p>(報告事項) 平成26年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について</p>
7.17	教育文化部会 第1回 図書館分科会	<p>(議題)</p> <p>平成26年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について</p>
7.23	審議会	<p>(報告事項)</p> <p>1 平成25年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について 2 平成26年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について</p>
8.1	体育大会第1回実行委員会	<p>(議題)</p> <p>第24回西多摩地域広域行政圏体育大会の内容について</p> <p>1 大会開催要項 2 大会委員会会則・大会委員会名簿 3 実行委員会会則・実行委員会名簿(案) 4 総務部会・競技部会・スポーツフェスタ部会名簿(案) 5 大会組織図 6 大会実施要項 7 競技種目・会場 8 総合開会式兼前夜祭実施要項 9 総合閉会式実施要項 10 大会予算 11 競技種目別運営委託料について 12 賞状(案)について 13 競技種目別消耗品リスト</p>

年月日	会議名	会議内容
8.28	JR三線改善要望行動	青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書の提出
10.27	第3回 幹事会 第3回 事務局会議	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏計画の策定について (案) 2 平成27年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)及び予算(案)について (報告事項) 平成26年度JR東日本八王子支社要望活動報告について
10.29	体育大会第2回実行委員会	(議題) 第24回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について 1 総合開会式兼前夜祭について 2 総合閉会式について 3 総合プログラムについて 4 競技種目別委託料について 5 各競技種目別参加チームについて 6 各競技への配布物について 7 スポーツフェスタ実施要項について
10.30	体育大会第2回大会委員会	(議題) 第24回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について 1 総合プログラムの内容及び配付について 2 総合開会式兼前夜祭実施要領について 3 総合閉会式実施要領について 4 スポーツフェスタ実施要項について 5 大会委託費等について
27.1.19	第4回 幹事会 第4回 事務局会議	(議題) 平成27年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)及び予算(案)について (報告事項) 平成26年度共同事業の実施状況について
1.21	体育大会第3回実行委員会	(議題) 1 競技参加チーム数・選手数及び結果について 2 スポーツフェスタ開催状況について 3 会議等開催状況について 4 大会収支決算及び前夜祭収支決算について 5 第25回西多摩地域広域行政圏体育大会競技大会・スポーツフェスタ(案)について

年月日	会議名	会議内容
1. 27	第2回 副市町村長会	<p>(議題)</p> <p>1 西多摩地域広域行政圏計画の策定について (案)</p> <p>2 平成27年度西多摩地域広域行政圏協議会 共同事業(案)及び予算(案)について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成26年度共同事業の実施状況について 2 2015年3月ダイヤ改正に関する緊急要 望について</p>
1. 28	J R ダイヤ改正に関する緊 急要望行動	2015年3月ダイヤ改正に関する緊急要望書 の提出
1. 30	体育大会第3回大会委員会	<p>(議題)</p> <p>1 競技参加チーム数・選手数及び結果について 2 スポーツフェスタ開催状況について 3 会議等開催状況について 4 大会収支決算及び前夜祭収支報告について 5 第25回西多摩地域広域行政圏体育大会競 技大会及びスポーツフェスタ(案)について</p>
2. 3	第2回 協議会	<p>(議題)</p> <p>1 西多摩地域広域行政圏計画の策定について (案)</p> <p>2 平成27年度西多摩地域広域行政圏協議会 共同事業(案)及び予算(案)について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成26年度共同事業の実施状況について 2 2015年3月ダイヤ改正に関する緊急要 望について</p>
2. 13	審議会	<p>(諮問事項)</p> <p>平成27年度西多摩地域広域行政圏協議会予 算について</p> <p>(報告事項)</p> <p>平成26年度共同事業の実施状況について</p>

2 部会および分科会の活動等

(1) 部会および分科会

ア 開発部会

- ・公共交通問題分科会
- ・都市整備分科会

イ 生活部会

- ・福祉分科会
- ・保健医療分科会
- ・介護保険分科会

ウ 産業部会

エ 教育文化部会

- ・芸術文化鑑賞事業分科会
- ・西多摩美術展分科会
- ・社会教育分科会
- ・体育大会分科会
- ・図書館分科会

オ 環境部会

- ・ごみ分科会
- ・環境分科会
- ・防災分科会

(2) 活動等

ア 開発部会（部会・分科会）

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるJR3線の改善策について、引き続き検討を行った。

イ 教育文化部会（部会・分科会）

図書館分科会では、広域利用事業に関する情報交換を行い、広域利用促進に向けて図書館バッグの作成および広域利用事業の課題について検討を行った。

ウ 環境部会（部会・分科会）

防災分科会では、「り災証明発行システム」の共同利用についての考察等、災害時等の危機管理に関する広域連携体制の構築について検討を行った。

3 要望行動

(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ平成26年8月28日付で要望書を提出した。

[要望書]

26西広協第14号
平成26年8月28日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 佐藤 裕 殿

西多摩地域広域行政圏協議会
会長 竹内俊夫

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について

残暑の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

I 重点要望事項

1 総 括

(1) 中央線三鷹・立川間立体化複々線事業および青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線などの輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対して要望してきました。その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したところです。

そこで、連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線、八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化（地下線化）事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、貴社も参加された三鷹・立川間複々線化専門委員会において事業効果の高い事業であることを確認しています。

今後は、この調査結果をもとに複々線化の早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備等を要望いたします。 (継続)

(2) 平成26年2月の記録的な降雪で青梅線は長期間の運休となり住民生活に多大な影響を与えました。これを踏まえ、降雪・除雪にかかる人員体制や除雪機器、沿線環境などの整備を進め、運休等の防止に努められるようお願いいたします。 (新規)

(3) 運行障害等が発生した時に随時メールでお知らせするサービス「メール通知サービス」の周知、利用者拡大を図るとともに、価格設定の見直しを要望いたします。また、運休や間引き運転が実施される場合には、沿線の自治体に対し正確迅速な情報提供を要望いたします。

なお、大雪等の災害時等、やむを得ず運休する場合は、時間、期間及び区間を極力短縮させたうえ、利用者への十分な周知に努めるとともに、代替バス等の移動手段を提供されるよう要望いたします。 (継続)

項目	内容
(1) 輸送力増強	<p>青梅線を利用する通勤・通学者等の利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強とともに、運転間隔の均一化による待ち時間の短縮が望まれます。</p> <p>については、次の改善に積極的な対応を要望いたします。</p> <p>① 青梅線と中央線の直通電車の増発 直通電車・特別快速・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大をお願いいたします。 (継続)</p> <p>② 青梅駅以西の充実 運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。 (継続)</p> <p>③ 青梅駅による乗り換え時間の短縮 青梅駅による分離運転による乗り換え時間の更なる短縮と時刻表等への乗り継ぎの表示、駅構内での表示等その周知徹底をお願いいたします。また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。 (継続)</p> <p>④ 青梅・奥多摩間の増発 現在、奥多摩・青梅間の電車は、平日・休日を通して平均1時間に2本運行されておりますが、多くの通勤・通学者から本数の増加について要望が寄せられています。 特に、夜間21時以降の青梅、奥多摩間については、1時間に1本の運行のため青梅線を帰宅に利用する方々にとって大変不便な状況になっております。今後、町が若者の定住化や少子化対策を進めていくためには、住居と職場の確保とともに、町外への通勤・通学者のための利便性の向上は必要不可欠の課題であり、現状のままでは、ますます住民の転出が続き人口減少が懸念されるため、是非とも夜間の奥多摩行き電車の増発をお願いいたします。 (継続)</p>

	<p>⑤ 青梅ライナーの改善 青梅ライナーについて通勤・通学者が利用しやすいよう運行時刻の改善や増発をお願いいたします。 また、福生駅、羽村駅、小作駅、東青梅駅の停車についてもお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p> <p>⑥ 始発時間、終電時間の改善 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう青梅発東京行き直通電車の始発時間を早めることをお願いいたします。また、青梅線沿線には都心への通勤者等が多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p> <p>⑦ 御嶽行き電車を奥多摩行きに変更実施 長年要望しています 22 時 40 分青梅駅発の御嶽行き電車については、川井以西の住民の利便向上のため、奥多摩行きに是非とも変更していただきたい。 特に御嶽駅から、バスやタクシーの利用などもできない状況になっているため、川井駅以西の乗客は青梅駅発 22 時 11 分奥多摩行きに乗車できない場合は、23 時 13 分発奥多摩行まで帰宅する手段がなく、1 時間も待つようになるため、是非奥多摩行きに変更していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>
(2) 東青梅駅の改善	<p>東青梅駅の橋上駅舎は昭和 39 年 3 月にレール骨組み構造で橋上化され、既に 50 年が経過し、老朽化が進んでいます。</p> <p>老朽化への対応や利便性の向上のため、通路を含めた駅舎の建替えを要望いたします。また、北口におけるエレベーターの設置について協力をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>
(3) 羽村駅の改善	<p>羽村駅では、時間帯によって 10 分以上電車を待つことがあります。電車が来るまで、暑さ、寒さを避け、快適に過ごすことができる待合室の早期設置をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>

<p>(4) 鳩ノ巣駅の改善</p>	<p>青梅線では駅舎の改築やホーム設備の改修等が実施され利用客の利便性が高まり感謝しております。</p> <p>しかし、奥多摩町内では鳩ノ巣駅については、ホームが上下線で分かれているながら、隣駅の古里駅のように上りホームの改札が未整備のため、上下線連絡跨線橋での往来となり、高齢者、障害者の方々は階段での昇降に大変不便な状況です。</p> <p>特にこの跨線橋には一部を除いて屋根がなく、降雨、降雪時には大変危険な状態であり、これまでにも上りホームに近接するJR用地を活用して改札口の整備をお願いしてきましたが、高齢者が多い町の事情を考慮し、是非実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>
<p>(5) 羽村東部踏切の拡幅</p>	<p>羽村駅西口土地区画整理事業における都市計画道路3・4・12号線立体交差化事業の暫定整備の一環として、羽村東部踏切以西の歩道空間整備が完了し、歩行者等の安全対策を図りましたが、当該踏切には、歩道部がなく歩行者等の安全が確保されていないことから、踏切拡幅工事の施工をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>
<p>(6) 着席サービスの導入</p>	<p>青梅線は、中央線との直通電車運転が進んでいますが、中央線三鷹・立川間の複々線化が未整備で、複々線化の整備が完了している地域と比べ、利用者は長時間の通勤・通学等を強いられています。また、高齢化も進行しています。このため、輸送力を損なうことなく、着席サービスを広く導入し、利便性、快適性の改善に取り組むよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

3 五日市線の改善について

項目	内容
(1) 複線化の早期実現	<p>秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）は、豊かな自然環境や数多くの伝統文化に恵まれ、それを支える地域の絆や温かな人情など日本の原風景を感じさせる地域として、癒しを求める人々が増えている中、魅力的で発展の可能性を秘めています。秋川流域3市町村では、この豊かな自然環境や歴史文化、貴重な地層に恵まれたジオパーク構想など、多様な資源と地域力を生かした観光まちづくりに取り組むことで、誘客と地域の活性化に努めています。</p> <p>このように地域の魅力を発信する取組の促進や、地域住民からの非常に強い要望である通勤・通学者等の利便性の向上には、五日市線の輸送力の増強が必要であり、人口減少社会にあって、地域の魅力を高め、定住促進につなげる重要な役割を果たすものあります。</p> <p>つきましては、以上の状況をご理解いただき、複線化の早期実現および次の事項を要望いたします。 (継続)</p> <p>① 東秋留駅の改善 東秋留駅は、島式ホーム1面で、駅舎およびホームへのアクセスが駅に隣接する踏切を通行する形態で危険です。また、下り線ホームには危険性の周知はされているものの電車とのすき間が大きな箇所があります。駅利用者の安全確保のため、駅施設の改善計画を早期に検討するとともに、下り線停車時に一時的に遮断機を上げるなどの対策をお願いいたします。 (継続)</p> <p>② 武藏引田駅の整備 武藏引田駅周辺には、大型事業所のほか、大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進み人的流動を喚起する都市機能が整いつつあります。今後、駅利用者の更なる増加が想定されることから、駅施設の整備は緊急を要しております。 あきる野市でも現在、駅周辺の土地区画整理事業を計画していることから、行き違い施設（上下線ホーム）の新設や駅舎整備をお願いいたします。 (継続)</p> <p>③ 五日市線の施設整備 五日市線の複線化を早期に実現するための段階的な整備として、複線化に至るまでの間、現在の単線の中で、各駅の持つ特性を考慮した上で、ホーム全域を覆う屋根の設置および車両交換施設等の整備をお願いいたします。 特に、秋川駅では、通勤・通学時に混雑が激しく改札を出るまでにかなりの時間を要するので、ホーム屋根の設置とともに改札口の増設等による混雑の緩和をお願いいたします。 (継続)</p>

(2)
利用者の利便性向上

① 電車の増発と直通運転

五日市線の混雑率は改善傾向にありますが、上り線では、平日の朝の東京直通が少ないと、午前10時から午後5時までの本数が1時間に概ね3本と少なく立川直通がないこと、午後6時以降の立川直通が少ないと、また、下り線では、休日夕方の時間帯の本数が少ないと、平日の午前10時以降の立川からの五日市線乗り入れ電車が少ないとから乗り継ぎ等に不便を感じている利用者が多くいます。

五日市線利用者の利便性向上のため、上り線では、朝の東京直通の1本増便、午前10時以降の増発と立川直通の増便をお願いいたします。下り線では、休日の18・19時台の増発と平日の夕方以降の立川発武藏五日市行きの増便をお願いいたします。また、始発時間を早めるとともに、終電の時間を遅くすることにより、利用者の利便性向上をお願いいたします。
(継続)

② 拝島駅での乗り継ぎ時間の確保

五日市線の上り電車が拝島駅に到着した際、青梅特快との円滑な乗り継ぎができるなど青梅線や八高線との乗り継ぎ時間が確保されていない時間帯があります。また、立川方面からの下り電車が拝島駅に到着した後、五日市線への乗り継ぎの時間が確保されていない時間帯や、発車間隔が25分以上空いている時間帯があるので、拝島駅での乗り継ぎ時間の確実な確保をお願いいたします。
(継続)

4 八高線の改善について

項目	内容
(1) JR車両基地整備 および複線化（増発）の早期実現	<p>瑞穂町では、第4次長期総合計画（平成23年度～32年度）において公共交通整備として、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業にあわせ、JR車両基地整備および八高線複線化を促進することとしている。また、東京都が駅東口の整備に着手するなど、新駅舎となったJR箱根ヶ崎駅を核としたまちづくりを、都と一体となって計画的に進めています。</p> <p>多摩都市モノレールについても、運輸政策審議会答申において、2015年までに箱根ヶ崎駅までの延伸が位置づけられています。また、物流分野では圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都・埼玉県・神奈川県（首都圏）を結ぶ路線として、益々重要となります。</p> <p>循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きい。</p> <p>ダイヤ改正により東京駅発箱根ヶ崎行直通電車が新設される等、利用者の利便性が向上したが、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望いたします。</p> <p class="list-item-l1">① JR車両基地整備計画の着工</p> <p>「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることからも、車両基地整備の具体的計画の早期着工をお願いいたします。 (継続)</p> <p class="list-item-l1">② 八高線増便と複線化促進</p> <p>八高線は、八王子駅・拝島駅・箱根ヶ崎駅・東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないと利用者が集中し、朝夕のラッシュ時ホーム上および電車内の混雑率は依然として高い。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落等危険な状況にもなりかねない。</p> <p>住民アンケートにおいても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望いたします。</p> <p>また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化をお願いいたします。 (継続)</p>

	<p>③ 八高線新駅設置</p> <p>箱根ヶ崎駅・金子駅間(4.8km)、東福生駅・箱根ヶ崎駅間(3.0km)に新駅の設置を要望いたします。特に箱根ヶ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせて設置を要望いたします。また、東京都が策定した「2020年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いJR八高線の箱根ヶ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなる。</p> <p>(継続)</p>
(2) 東福生駅の改善	<p>昨年度、駅構内の空きスペースを借用させていただき、仮設の自転車置場を整備することができましたが、依然として駅前広場の歩道上には自転車が駐車されており抜本的な改善には至っておりません。</p> <p>また、土地の貸借期間も平成27年9月までとなっているので、駅南側の旧駅舎を解体していただき、同用地を自転車駐車場整備地として長期間の借用をお願いいたします。</p> <p>(継続)</p>

5 三線共通の改善について

項目	内容
(1) 駅構内のバリアフリー化の推進	<p>駅舎のバリアフリー化(車椅子対応エレベーター、スロープ、点字ブロック、多機能トイレの設置など)を推進するとともに、駅員等の配置を充実し、全ての人にやさしい駅として改善をお願いいたします。また、ホームと電車昇降口床面との水平化を図るなど、交通弱者に配慮した取組みをお願いいたします。</p> <p>(継続)</p>

II その他の要望事項

1 青梅線の改善について

(1) ホーム等の改修・改善

① ユニバーサルデザインの推進

超高齢社会を迎え、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化が求められています。利用者数だけでなく地域特性なども考慮され、高齢者や観光客の利用が多い駅などについて、エレベーターの設置など施設改善を早期に進めるよう要望いたします。また、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替え等の際には、色彩等について周囲の景観に配慮をお願いいたします。

(継続)

② ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消やホーム全体を覆う屋根の設置により、特に降雨、降雪時の転倒等の危険防止に努めるとともに、ホームの直線化やホームドア、可動式ホーム柵を整備し、線路上への転落防止を図るよう要望いたします。また、転落者があった場合に備え、列車非常停止警報装置や転落検知マットの設置などを進めるようお願いいたします。

(継続)

③ 鉄道施設の管理

橋上駅においては、駅舎と通路が一体となって整備されております。今後、施設の老朽化が進む中で安全を確保することが一層重要となります。つきましては、効率的かつ効果的な一体的管理方法について協議されるようお願いいたします。

また、その他、自治体と関係する鉄道施設についても円滑な協議をお願いいたします。

(新規)

(2) 特色ある電車の運行

① 「四季彩号」の臨時的な運行

平成13年12月1日から平成21年7月20日まで運行されていた、展望型列車「四季彩号」は、利用者に大変好評をいただき観光面に寄与していましたので、同様の特色ある電車を夏休み期間中だけでも臨時的に運行いただけるよう、強く要望いたします。

(継続)

② 休日のホリデー快速「おくたま号」の停車

羽村駅周辺には、動物公園と羽村の堰、玉川上水があり、市外からも多くの方が訪れている。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日（6日間）について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、さらに利用者を増加させるために本数の増加をお願いいたします。

（継続）

③ 休日のホリデー快速「おくたま号」の増発

週末に登山やハイキングを目的とした観光客は増加傾向にあり、特に奥多摩駅の乗降客は近年にない伸びを示しております。このようなことから、現在の到着便を早めた増発を図ることで、登山のエリアの拡大が図られ、利用客のさらなる増加が期待される。また、帰りの便の増発により、滞在時間が延長され、地域の振興にもつながることから、8時台の到着、18時台の発車の両便の増加を要望いたします。 （新規）

④ 「鎌倉あじさい号」の停車

「鎌倉あじさい号」は、青梅駅・鎌倉駅間を結ぶ増発列車として平成24年6月から運行しているが、その停車駅にあたっては、羽村駅とともに小作駅についてもお願いいたします。 （継続）

（3）青梅・東青梅駅間複線化の促進

本区間については、単線となっているため、両駅での電車交換待ち合せや運行本数の限定など、青梅線全体の輸送力増強等の障害となっています。複線化の促進を強く要望いたします。 （継続）

(4) 青梅駅のホーム増設

東青梅駅以西の単線により阻害されている運行本数の限定や青梅駅での分離運転に伴う待ち時間の解消などに資するよう青梅駅のホーム増設による対応を強く要望いたします。 (継続)

(5) 踏切安全装置の改良

特に鳴動装置について、踏切に近い住民への騒音対策の面から可能な限りの改良を要望いたします。 (継続)

(6) 古里駅のバリアフリー化

古里駅の階段部分のバリアフリー化を進め、障害者に優しい駅になるようお願いいたします。 (継続)

(7) 青梅線鉄道敷境界の安全対策

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の柵等で軌道敷内への進入を抑止している箇所があるが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵(フェンス)の設置をお願いいたします。また、青梅線鉄道敷境界における公共事業や個人住宅の建替え等が生じた場合は、速やかに進入防護柵の設置ができるよう、対応をお願いいたします。 (継続)

2 八高線の改善について

(1) 八高線新駅の開設

拝島駅と東福生駅との間は、2.9キロメートルあるが、沿線には都営住宅、市営住宅等の集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画をお願いいたします。 (継続)

(2) ラッシュアワーの列車増発

ラッシュアワーを中心に列車の増発を図られたい。特に夕方から夜にかけて、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島駅発の下り電車において今年3月のダイヤ改正により一部増発されましたが、更なる改善が望まれています。また、朝の時間帯における拝島駅での東京行直通電車への乗り継ぎがスムーズに行われるよう要望いたします。 (継続)

(3) 東福生駅のバリアフリー化

東福生駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来たしている状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。

(継続)

(4) 五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ヶ谷ガード）の改良

五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ヶ谷ガード）は、高さ2.4メートルであり、現在は救急車等の緊急車両が通過できない。また、橋台が道幅6mの市道上にあり、道幅が3.6mとなっており、両方向通行が不可能となっているため、緊急車両の通行が可能となるよう、嵩上げするとともに、橋台の移設により、道幅を6m確保できるよう、改良いただきたい。

(継続)

(5) 福生第一中学校東の八高線教会踏切の改良

福生第一中学校東の八高線教会踏切は、踏切の幅が2.8メートルしかなく、緊急車両の通行に支障があり、近隣住民は火災や救急などの対応に不安を抱えている。緊急車両の通行のため、踏切の幅を拝島側に1m拡幅していただきたい。

(継続)

(6) 東福生駅南側・北側の八高線踏切の歩道拡幅

東福生駅南の八高線福生第二踏切、及び同駅北の八高線福生第三踏切は、産業道路から国道16号に抜ける道路で交通量も多く、大型車両の通行が多いが、踏切の前後にある歩道が踏切内で無くなるため、歩行者の交通安全上、支障がある。歩行者の安全確保のため、歩道の設置のため踏切の幅を拡幅していただきたい。

(継続)

3 五日市線の改善について

(1) 熊川駅のバリアフリー化

熊川駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来たしている状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。

(継続)

(2) 乗り継ぎ案内等が記載された時刻表の設置

五日市線の利便性向上のための課題である乗り継ぎがスムーズに行えるように、各駅に青梅線や八高線などとの乗り継ぎ案内等が記載された時刻表の設置をお願いいたします。
(新規)

4 三線共通の改善について

(1) 駅員の配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、無人駅への駅員の配置や半日勤務から全日勤務に変更するなど駅員不在の解消を要望いたします。また、児童の通学時間には駅員をホームに配置しより安全向上に努めていただきたい。
(継続)

(2) 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていないため、降雨、降雪時には特に危険な状況であります。三線各駅に順次設置を推進し、利用者の利便性向上をお願いいたします。

(継続)

(3) トイレの快適性向上

西多摩地区では、通勤、通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されているため、トイレの快適性を向上するよう引き続き施設の整備、改善等を要望いたします。
(継続)

(4) JR利用者の自転車等駐車場対策

駅周辺の自転車等駐車場利用者は、電車利用の乗降客が多いことから、各自治体と協議し、積極的な自転車等駐車場の整備をお願いいたします。
(継続)

(5) 発車時等の表示の改善

超高齢社会の進展等を考慮し、各駅改札口やホームに大型の電光掲示板を設置されるよう要望いたします。
(継続)

(6) JR 敷地内の定期的な雑草及びポイ捨てごみ等の除去

JR 敷地内の雑草等が隣接道路や踏切りの通行部分までせり出して生い茂り、歩行者、車両等の通行の妨げとなっています。道幅が狭くなり、また視界も悪くなるため、危険な状態であり、特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっている。また、JR 敷地内の排水路（開渠）にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂るところが見られます。草木が生い茂る初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

また、JR 敷地内のポイ捨てごみについても美観を損ねるとの苦情が寄せられています。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート（一部施工済み）の設置および清掃をお願いいたします。あわせて、ごみについても随時回収し環境整備をお願いいたします。 (継続)

(7) AED の設置について

JR 東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などにAED を設置することとしています。これを受けて八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっています。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であり、地域住民に限らず観光客等も多く利用していることから、この基準に関わらず全ての駅に設置を進めていただき、乗降客の安全確保のために、無人駅にも設置をお願いいたします。また、より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。 (継続)

(8) 観光客の集客について

観光客の増加を図るために、西多摩地域において、駅からハイキングなどJR 主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。

また、駅でのポスター掲示など自治体主催のイベント周知にも協力をお願いいたします。

新聞記事によると、青梅線および五日市線については、「重点宣伝地域」に設定し、沿線各地のイベントについてキャンペーン展開を行うとありましたが、八高線についても同様の対応をいただけますようお願いいたします。

(継続)

(9) 地域名産品等の販売協力について

青梅線、五日市線、八高線の各駅は、通勤・通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されるため、地域の特色をPRするには絶好の場所となっています。

つきましては、駅売店や駅構内自動販売機等において、その地域の特色ある品物や自治体のPR品を販売していただき、地域活性化やPRにご協力をお願ひいたします。 (継続)



会長(青梅市長)からJR東日本八王子支社長へ要望書を提出

(2) JRダイヤ改正に関する緊急要望行動

2015年3月のJRダイヤ改正による、青梅線及び五日市線の運転本数の削減に関し、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長へ平成27年1月28日付で要望書を提出した。

[要望書]

26西広協第31号
平成27年1月28日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 佐藤 裕 殿

西多摩地域広域行政圏協議会

会長 竹内俊夫

2015年3月ダイヤ改正に関する緊急要望

迎春の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本協議会では、青梅線、五日市線および八高線の改善および輸送力増強が、住民の利便性向上と当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、これまでも種々改善をお願いしてきたところであります。

今般プレス公表された「2015年3月ダイヤ改正について」によると、青梅線～中央線、青梅線～五日市線および八高線～川越線の直通列車が増便され、また、ホリデー快速の時刻変更も行われることであり、本協議会要望も反映された利便性の向上が図られることに対し感謝申し上げます。

しかし、青梅・五日市線の輸送体系の見直しとして、青梅線では朝夕を中心に、五日市線ではデータイムを中心に大幅な運転本数の削減が予定されております。

西多摩地域において、青梅線と五日市線は、公共交通機関として最も重要な役割を担っているものであり、その運行本数の削減は輸送力の増強とは逆行し、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活と事業者の経済活動等に、大きく影響することが懸念されます。

つきましては、本年3月に予定されているダイヤ改正にあたりましては、青梅線、五日市線の運行本数について、維持・確保をなされるよう強く要望いたします。

以上

4 共同事業

(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会

平成3年度から、西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的として体育大会を実施している。今年度は、第24回西多摩地域広域行政圏体育大会を実施した。

また、前年度より、従来の競技大会に加えて、ニュースポーツ、障害者スポーツの情報発信及び体験の場としてのスポーツフェスタを併せて実施している。

ア 競技大会

(ア) 内 容 バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等14種目の競技を実施

(イ) 開 催 日 平成26年11月16日（日）

(ウ) 会 場 羽村市・瑞穂町を中心とした体育施設

(エ) 参加者数 1,438人

イ スポーツフェスタ

(ア) 内 容 キンボール、フライングディスク、ラインクップ、ボッチャ、スポーツ吹矢、ユニカール、フロアホッケーの情報発信及び体験の場

(イ) 開 催 日 平成26年11月15日（土）

(ウ) 会 場 羽村市スポーツセンター

(エ) 参加者数 650人

[開催要項]

1 総 則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するためには、この要項を定める。

2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的とする。

3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

6 開催の方法

(1) この大会は、毎年度開催する。

(2) この大会は、次のブロックで順次開催する。

第1ブロック 青梅市、奥多摩町

第2ブロック あきる野市、檜原村

第3ブロック 福生市、日の出町

第4ブロック 羽村市、瑞穂町

(3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。

(4) この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

(5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

(1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。

(2) 大会委員会は、各体育協会会长、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。

(3) 大会委員会は、次の事項を決定する。

ア 実施要項

イ その他重要事項

8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

[第24回体育大会実施要項]

1 主 催

西多摩地域広域行政圏協議会

西多摩地域体育協会連絡協議会

2 後 援

東京都

3 主 管

この大会は、第4ブロック（羽村市、瑞穂町）で主管し、運営は実行委員会を設置して行う。

4 実行委員会事務局

羽村市教育委員会スポーツ推進課

住 所 羽村市羽加美1-29-5（羽村市スポーツセンター内）

電 話 042-555-0033

5 大会期日

平成26年11月16日（日）

6 開・閉会式

(1) 総合開会式兼前夜祭

日 時 平成26年11月13日（木）午後6時30分

会 場 【総合開会式】羽村市生涯学習センターゆとろぎ小ホール

住所 羽村市緑ヶ丘1-11-5

電話 042-570-0707

【前夜祭】羽村市生涯学習センターゆとろぎレセプションホール

なお、競技種目別の開会式は、大会当日に行う。

(2) 総合閉会式

日 時 平成26年11月16日（日）午後5時

会 場 スポーツセンター会議室（2階）

住所 羽村市羽加美1-29-5

電話 042-555-0033

7 競技種目

競技種目は、次のとおりとする。

バレー ボール	（家庭婦人）	ソ フ ト テ ニ ス	（男女別団体戦）
剣 道	（個人戦）	フ ア 斯 ト ピ ッ チ ソ フ ト ボ ール	（男女別）
バドミントン	（男・女ダブルス団体戦）	ス ロ ー ピ ッ チ ソ フ ト ボ ール	（男子）
テ ニ ス	（男女別団体戦）	軟 式 野 球	（男子）
ゲート ボール	（団体戦「混成可」）	陸 上 競 技	（ロードレース）
インディアカ	（男女別）	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ	（団体戦・個人戦 「男女別」）
卓 球	（男女別団体戦）	サ ッ カ エ	

8 競技実施要項

- (1) 各競技種目団体長は、競技実施要項を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会事務局へ提出する。
- (2) 競技実施要項に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 競技種目（種別）	キ 申込期日
イ 日 時	ク 監督会議
ウ 会 場	ケ 問い合わせ先
エ 競技規則及び方法	コ 注意事項
オ チーム編成	サ その他
カ 参加資格	

9 参加資格

- (1) 4市3町1村の在住者又は在勤者で、各市町村体育協会若しくは各市町村担当部署の推薦する者とする。また、細目については、各競技種目団体において定める。
- (2) 選手は、1つの競技種目のみ申込みできる。

10 参加申込み

- (1) 各市町村体育協会会長は、定められた日までに、所定の用紙により実行委員会事務局へ提出すること。
- (2) 申込み内容の変更は、各競技別実施要項で定める。

11 参加料

参加料は、徴収しない。

12 表彰

- (1) 表彰式は、各競技種目別に競技会場で行う。
- (2) 団体種目の成績1位から3位チームに賞状、カップを授与する。ただし、カップは持ち回りとする。
- (3) 前年度の1位から3位チームは、各競技種目の開会式においてカップを返還する。

13 参加賞

大会役員及び選手に参加賞を授与する。

14 スポーツフェスタ

日 時 平成26年11月15日（土）午前10時
会 場 羽村市スポーツセンター 第1ホール、第2ホール
住 所 羽村市羽加美1-29-5
電 話 042-555-0033

15 実施期日

この要項は、平成26年7月3日から実施する。

第24回西多摩地域行政団体選手数一覧表

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

(単位:人)

種 目	青 梅 市				福 生 市				羽 村 市				あきる野市				瑞 穂 町				日 の 出 町				檜 原 村				奥多摩町				合 計			
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計						
1 バ レ ー ボ ー ル	-	13	13	-	15	15	-	13	13	-	15	15	2	13	15	2	13	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11	97						
2 剣 道	11	-	11	2	-	2	4	-	4	4	-	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23						
3 バ ド ミ ン ト ン	10	7	17	10	10	20	8	6	14	10	10	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	84					
4 テ ニ ス	11	11	22	10	10	20	10	11	21	10	10	20	10	10	20	11	11	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125							
5 ゲ ー ト ボ ー ル	5	5	10	7	3	10	12	2	14	5	9	14	3	8	11	7	7	14	2	9	11	7	7	7	7	7	7	14	98							
6 イ ン デ ィ ア カ	5	13	18	6	12	18	5	10	15	-	13	13	-	-	-	6	15	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85						
7 卓 球	8	10	18	9	10	19	7	6	13	9	9	18	8	9	17	8	8	17	8	8	-	-	-	-	6	7	13	106								
8 ソ フ ト テ ニ ス	12	9	21	12	6	18	-	9	9	12	8	20	13	8	21	1	7	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97								
9 フ ア ス ト ピ ン チ ル	23	15	38	23	-	23	20	43	23	-	23	17	20	37	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	184							
10 ス ロ ー フ ト ボ ー ル	23	-	23	21	-	21	21	-	21	20	-	20	-	20	-	21	17	-	17	22	-	22	-	22	-	22	-	165								
11 軟 式 野 球	15	-	15	20	-	20	21	-	21	20	-	20	15	-	15	20	-	20	-	-	-	-	18	-	18	-	18	129								
12 陸 上 (ロード) ラ ー ス	16	3	19	9	4	13	16	2	18	4	3	7	5	-	5	2	-	2	-	-	-	-	1	-	1	-	1	65								
13 ダ ラ ウ ン ド ゴ ル フ	-	-	-	6	4	10	5	5	10	8	2	10	7	4	11	-	-	-	-	8	2	10	61	61	61	61	61	61								
14 サ ッ カ カ	21	-	21	21	-	20	17	-	17	20	-	20	20	-	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119									
合 計	160	86	246	156	74	230	152	84	236	139	82	221	123	70	193	125	57	182	19	9	28	69	33	102	1438	1438	1438									

前年度 1,533

2 競技種目別参加チーム数

(単位: チーム)

種 目		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合 計
バ レ ー ボ ー ル		1	1	1	1	1	1	-	1	7
剣 道		1	1	1	1	1	-	-	-	5
バ ド ミ ン ト ン		1	1	1	1	-	-	-	1	5
テ ニ ス	男子	1	1	1	1	1	1	-	-	6
	女子	1	1	1	1	1	1	-	-	6
ゲ ー ト ボ ー ル		2	2	2	2	2	2	2	2	16
インディアカ	男子	1	1	1	-	-	1	-	-	4
	女子	2	2	2	2	-	2	-	-	10
卓 球	男子	1	1	1	1	1	1	-	1	7
	女子	1	1	1	1	1	-	-	1	6
ソ フ ト テ ニ ス	男子	1	1	-	1	1	-	-	-	4
	女子	1	1	1	1	1	1	-	-	6
ファストピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	-	-	6
	女子	1	-	1	-	1	-	-	-	3
スローピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	-	1	7
軟 式 野 球		1	1	1	1	1	1	-	1	7
陸 上 競 技	(ロード レース)	1	1	1	1	1	1	-	1	7
グ ラ ン ド ゴ ル フ		-	1	1	1	1	1	-	1	6
サ ツ カ 一		1	1	1	1	1	1	-	-	6
合 計		20	20	20	19	17	16	2	10	124

前年度 130

3 競技結果

競 技 種 目		優 勝	準 優 勝	3 位	
バ レ 一 ボ 一 ル		青 梅 市	福 生 市	あ き る 野 市	奥 多 摩 町
剣 道		仙 石 智 也 (青)	榎 本 弘 一 (瑞)	井 上 一 彦 (青)	三 浦 裕 貴 (青)
バ ド ミ ン ト ン		福 生 市	あ き る 野 市	青 梅 市	
テ ニ ス	男 子	羽 村 市	青 梅 市	瑞 穂 町	あ き る 野 市
	女 子	青 梅 市	あ き る 野 市	羽 村 市	瑞 穂 町
ゲ ー ト ボ 一 ル		羽 村 市 A	福 生 市 A	青 梅 市 B	羽 村 市 B
イ ン デ イ ア カ	男 子	青 梅 市	羽 村 市	日 の 出 町	
	女 子	福 生 市 A	福 生 市 B	羽 村 市 A	あ き る 野 市 B
卓 球	男 子	青 梅 市	瑞 穂 町	あ き る 野 市	羽 村 市
	女 子	青 梅 市	瑞 穂 町	福 生 市	羽 村 市
ソ フ ト テ ニ ス	男 子	青 梅 市	あ き る 野 市	瑞 穂 町	
	女 子	青 梅 市	日 の 出 町	瑞 穂 町	あ き る 野 市
ファストピッチ ソフトボール	男 子	福 生 市	瑞 穂 町	青 梅 市	あ き る 野 市
	女 子	瑞 穂 町	青 梅 市	羽 村 市	
スローピッチ ソフトボール	男 子	羽 村 市	福 生 市	瑞 穂 町	青 梅 市
陸 上 競 技 (ロードレース)	一 般 男 子	10 km	柴 雅 典 (青)	岡 田 達 明 (青)	塚 越 健 太 (福)
	40 歳 代 男 子	5 km	今 井 俊 則 (青)	八 木 光 洋 (青)	星 川 賢 (福)
	50 歳 代 男 子	5 km	佐 野 元 明 (青)	豊 島 彰 良 (青)	岩 田 道 也 (羽)
	60 歳 以 上 男 子	5 km	岡 崎 安 隆 (羽)	真 下 芳 和 (日)	伊 藤 芳 男 (青)
	一 般 女 子	10 km	黒 沢 小 百 合 (青)	西 村 治 美 (福)	宮 川 知 恵 子 (福)
	40 歳 代 女 子	5 km	竹 内 亜 希 子 (青)	山 田 和 恵 (羽)	鬼 頭 由 味 子 (福)
	50 歳 以 上 女 子	5 km	本 多 春 江 (あ)	小 林 孝 美 (あ)	遠 藤 真 可 子 (青)
軟 式 野 球		青 梅 市	あ き る 野 市	日 の 出 町	奥 多 摩 町
グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ	団 体 戰	瑞 穂 町	日 の 出 町	福 生 市	
	個 人	男 子	山 中 則 義 (日)	清 水 猛 (日)	小 野 順 一 (瑞)
		女 子	牧 谷 鈴 子 (日)	高 橋 和 子 (あ)	原 シ ゲ 子 (瑞)
サ ッ ツ カ 一		青 梅 市	福 生 市	瑞 穂 町	

(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成14年10月から開始した図書館広域利用事業を更に推進するため、図書館バッグを作製し、PRを図った。

ア 図書館バッグ

(ア) 作成個数等 1,000個(W36×H37×D11cm、綿100%)

(イ) 配布先 西多摩地域内市町村立図書館



(図書館バッグ)

イ 事業実績

(ア) 広域利用登録者累計数(26年度末) 38,321人

(イ) 平成26年度広域利用登録者数 1,672人

内訳 一般 1,433人 児童 239人

(ウ) 平成26年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名	利用者数 (人)	貸出数(冊・件)				
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	合計
青梅市	17,812	22,146	9,274	2,891	11,653	45,964
福生市	23,011	57,444	29,451	6,681	7,429	101,005
羽村市	17,577	34,671	7,208	5,779	7,230	54,888
あきる野市	18,680	41,673	20,267	6,336	5,122	73,398
瑞穂町	1,328	2,431	1,866	340	582	5,219
日の出町	821	1,938	368	133	0	2,438
檜原村	146	287	338	97	80	802
奥多摩町	780	1,358	295	118	0	1,771
合計	80,155	161,948	69,067	22,375	32,096	285,485

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する基本合意書]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、基本合意書を締結する。

実施時期、実施方法等詳細については、基本合意書に基づき、協議会を構成する関係市町村の教育委員会で協定を締結することとする。

この基本合意締結の証として正本8通を作成し、関係市町村がそれぞれ各1通を保有する。

平成14年4月1日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の教育委員会は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本8通を作成し、関係市町村教育委員会がそれぞれ各1通を保有する。

平成14年8月1日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱]

（目的）

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

(広域利用の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

(図書館の範囲)

第3条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

(利用者の範囲)

第4条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

(条例・規則等の遵守)

第5条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

(資料の返却)

第6条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

(連絡会議)

第8条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目]

第1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第10条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2　登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

第3　貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第4　リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

第5　督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する、なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第6　利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成14年10月1日から施行する。

(3) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業実施している。

平成26年度市町村別消費生活相談件数

(単位:件)

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	24 (21)	2 (3)	13 (9)	1 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	41 (37)
来庁相談	2 (3)	2 (1)	2 (4)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (8)
合計	26 (24)	4 (4)	15 (13)	5 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	51 (45)

注: () 内は前年度

事業経費

0 円

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本8通を作成し、関係市町村はそれぞれ各1通を保有する。

平成18年8月1日

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

(関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は府内関連組織が連携する体制を確立すること。

(連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用

(1) ホームページの管理・運用

西多摩地域広域行政圏協議会の公式サイトとして、サイト名称「西多摩ネットワーク」を平成13年12月から運用開始しており、広域行政圏を構成する市町村の連携活動、西多摩地域の自然環境・歴史文化資産等を圏域内外に紹介している。

(2) ホームページの再構築

地域創出の手法を研究・提案した「地域資源ポテンシャルの活用と情報発信力の向上に係る調査（平成20年度、平成21年度）」を受けて、潜在的な来訪者への効果的な情報発信を行うウェブサイトとして、平成23年度に再構築を行った。

（平成24年3月1日からリニューアル）

(3) ホームページアクセス数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
4月	762	1,594	2,798
5月	1,391	1,908	1,876
6月	1,089	1,864	1,377
7月	1,903	1,946	1,516
8月	2,038	1,667	1,685
9月	2,064	1,528	1,704
10月	1,445	1,324	1,629
11月	1,320	1,445	1,679
12月	1,069	1,266	1,099
1月	1,588	1,655	2,059
2月	1,252	1,334	1,458
3月	1,404	1,318	1,862
合計	17,325	18,849	20,742

6 後援名義の使用承認

(1) 26年度承認事業

ア 第23回青梅舞台芸術フェスティバル

- (ア) 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
- (イ) 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会
- (ウ) 実施内容

【市民が参加できる舞台鑑賞】

日 時：5月11日（日）～9月27日（土）
会 場：千ヶ瀬自治会館他8会場
内 容：ノホホとコーセイ コンサート他8演目
参加者：延1,597人

【市民参加でつくる音楽祭】

日 時：6月29日（日）
会 場：青梅市民会館
内 容：アマチュア音楽団体による第21回ふれあい音楽祭
参加者：354人

イ 山のふるさと村音楽祭

- (ア) 申請者 山のふるさと村音楽祭実行委員会委員長
- (イ) 主催団体 山のふるさと村音楽祭実行委員会
- (ウ) 実施日 平成26年10月19日（日）
- (エ) 実施場所 東京都立奥多摩湖畔公園「山のふるさと村」
- (オ) 実施内容 地元清流太鼓、吹奏楽の歓迎演奏、ピアノ演奏、ポピュラー演奏、ジャズ、フラメンコ、ウイーンアンサンブル
あわせて、自然環境の保護とCO2削減の大切さの呼びかけを行い、ごみの持ち帰り等のマナー啓発も行った。
参加者：約1,560人

(2) 西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（承認の基準）

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体

(4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。

(2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。

(3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。

(4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。

(5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。

(6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

（申請の手続）

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

（承認の条件）

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。

(3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。

(4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

（承認の取消し）

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。

(2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。

(3) この規程に違反したとき。

(4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。

(5) 承認事項に変更が生じたとき。

（実績報告）

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

7 平成26年度歳入歳出決算

(1) 総括表

一般会計

(単位：円)

区分	平成26年度	平成25年度	備考
収入済額	2,393,721	2,615,740	
支出済額	1,774,086	1,908,117	
差引残額	619,635	707,623	

差引残額の619,635円は、27年度へ繰り越す。

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区分	平成26年度	平成25年度	備考
収入済額	8,000,000	8,000,000	
支出済額	8,000,000	8,000,000	
差引残額	0	0	

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区分	平成26年度	平成25年度	備考
収入済額	378,596	387,996	
支出済額	376,920	386,400	
差引残額	1,676	1,596	

差引残額の1,676円は、27年度へ繰り越す。

(2) 平成26年度歳入歳出決算事項別明細書

一般会計

(歳入)

(単位:円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	1,682,000	1,682,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	1,682,000	1,682,000	0			青 梅 市 475,000
1 負 担 金	1,682,000	1,682,000	0	1 負担金	1,682,000	福 生 市 238,000
						羽 村 市 233,000
						あ き る 野 市 307,000
						瑞 穂 町 164,000
						日 の 出 町 114,000
						檜 原 村 70,000
						奥 多 摩 町 81,000
2 繰 越 金	600,000	707,623	107,623			
1 繰 越 金	600,000	707,623	107,623			
1 繰 越 金	600,000	707,623	107,623	1 前年度繰越金	707,623	平成25年度からの繰越金 707,623
3 諸 収 入	5,000	4,098	△ 902			
1 預 金 利 子	1,000	0	△ 1,000			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000	1 預金利子	0	普通預金利子収入 0
2 雜 入	4,000	4,098	98			
1 雜 入	4,000	4,098	98	1 雜入	4,098	雇用保険料 4,098
歳 入 合 計	2,287,000	2,393,721	106,721			

(歳出)

(単位:円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 会 議 費	445,000		445,000			391,031	53,969	1 協議会・副市町村長会経費
1 会 議 費	445,000		445,000			391,031	53,969	食糧費 4,308
1 会 議 費	445,000		445,000	1 報 酬	370,000	370,000	0	2 幹事会・事務局会議経費
				11需用費	75,000	21,031	53,969	食糧費 8,310
								3 部会分科会経費
								食糧費 3,591
								4 審議会経費
								委員報酬 370,000
								食糧費 4,822

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不 用 額	説 明
	当 初 予 算 額	流 用 増 減 額	計	区 分	金 額			
2 事 務 費	1,528,000	0	1,528,000			1,189,027	338,973	1 協議会事務局経費
1 事 務 費	1,528,000	0	1,528,000			1,189,027	338,973	共 濟 費 15,811
1 事 務 費	1,528,000	0	1,528,000	4 共 濟 費	20,000	15,811	4,189	臨 時 職 員 819,531
				7 貨 金	971,000	819,531	151,469	普 通 旅 費 11,456
				9 旅 費	34,000	11,456	22,544	特 別 旅 費 0
				10 交 際 費	60,000	11,184	48,816	交 際 費 11,184
				11 需 用 費	198,000	118,035	79,965	消 耗 品 等 33,255
				12 役 務 費	48,000	21,530	26,470	印 刷 費 84,780
				14 使 用 料 及 び 賃 借 料	192,000	186,480	5,520	郵 送 料 21,530
				19 負 担 金 补 助 及 び 付 交 金	5,000	5,000	0	賃 借 料 186,480
								負 担 金 5,000
								広 域 行 政 圏 整 備 推 進 協 議 会 負 担 金 5,000
								全 国 広 域 行 政 圏 事 務 局 長 会 議 負 担 金 0
3 活 動 費	18,000	0	18,000			0	18,000	1 要 望 等 活 動 経 費
1 活 動 費	18,000	0	18,000			0	18,000	需 用 費 0
1 活 動 費	18,000	0	18,000	11 需 用 費	18,000	0	18,000	
4 調 査 研 究 費	196,000	0	196,000			194,028	1,972	1 西 多 摩 ネ ッ ツ ワ イ ク 事 業 費
1 調 査 研 究 費	196,000	0	196,000			194,028	1,972	通 信 運 搬 費 64,428
1 調 査 研 究 費	196,000	0	196,000	12 役 務 費	66,000	64,428	1,572	保 守 委 託 料 129,600
				13 委 託 料	130,000	129,600	400	
5 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000	
歳 出 合 計	2,287,000	0	2,287,000			1,774,086	512,914	

歳入歳出差引残額 619, 635円 27年度～繰越

平成27年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(歳入)

(単位:円)

科目	予算現額	収入済額	過不足額	区分	金額	説明
1分担金及び負担金	8,000,000	8,000,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	8,000,000	8,000,000	0			青梅市 2,260,000
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会負担金	8,000,000	8,000,000	0	1 負担金	8,000,000	福生市 1,134,000
						羽村市 1,106,000
						あきる野市 1,459,000
						瑞穂町 782,000
						日の出町 541,000
						檜原村 334,000
						奥多摩町 384,000
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

(歳出)

(単位:円)

科目	予 算 現 領					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区分	金額			
1 事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000	13委託料	8,000,000	8,000,000	0	西多摩地域広域行政圏体育大会開催委託料 8,000,000
歳出合計	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	

歳入歳出差引残額 0円

平成27年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(歳入)

(単位:円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1分担金及び負担金	377,000	377,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	377,000	377,000	0			青 梅 市 107,000
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業 負担金	377,000	377,000	0	1 負担金	377,000	福 生 市 53,000
						羽 村 市 52,000
						あ き る 野 市 69,000
						瑞 穂 町 37,000
						日 の 出 町 25,000
						檜 原 村 16,000
						奥 多 摩 町 18,000
2 繰 越 金	0	1,596	1,596			
1 繰 越 金	0	1,596	1,596			
1 繰 越 金	0	1,596	1,596	1 前年度繰越金	1,596	平成25年度からの繰越金 1,596
歳 入 合 計	377,000	378,596	1,596			

(歳出)

(単位:円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	377,000		377,000			376,920	80	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	377,000		377,000			376,920	80	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	377,000		377,000	11需用費	377,000	376,920	80	市町村立図書館広域利用 周知用図書館バッグ購入 費 376,920
歳 出 合 計	377,000		377,000			376,920	80	

歳入歳出差引残額 1, 676円 27年度へ繰越

平成27年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

8 実施計画事業に対する財源確保状況

(1) 東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業

ア 共同事業

(単位：千円)

区分	計画の策定 および推進 事務（調査研 究費のみ対 象）	西多摩地域 広域行政圏 体育大会	西多摩地域 広域行政圏 内市町村立 図書館広域 利用事業	合 計	交付金額
負担金	1, 682	8, 000	377	10, 059	7, 476
青梅市	475	2, 260	107	2, 842	2, 114
福生市	238	1, 134	53	1, 425	1, 060
羽村市	233	1, 106	52	1, 391	1, 034
あきる野市	307	1, 459	69	1, 835	1, 364
瑞穂町	164	782	37	983	730
日の出町	114	541	25	680	504
檜原村	70	334	16	420	312
奥多摩町	81	384	18	483	358

イ 個別事業

該当なし

付 属 資 料

○ 西多摩地域広域行政圏協議会規約

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。
(協議会を設ける市町村)

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

(担任事務)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
 - 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
 - 3 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。
- (事務所)

第 5 条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第 2 章 組織

(組織)

第 6 条 協議会は、会長及び委員 7 人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2 年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第 7 条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第 8 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会等)

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

第4章 財務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮つて指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 梯則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。

この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年9月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）と いう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に 応じ、または協議会会长が必要と認めた事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議會議員のうちから協議会会长が委嘱する。
(任期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

- 2 全体会議および代表者会議は、協議会会长が、必要に応じて招集し、審議会会长がその 議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会长が 定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

(平成 6 年 8 月 5 日第 8 条（会議）の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年 2 回定例的に開催し、1 回は全体会議、1 回は代表者会議とする。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議會議長とする。
- 3 全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

(会議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）と いう。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の 協議

（2）協議会の目的達成のための調査、研究

(組織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会长に報告しなければならぬ。

(幹事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

(会議)

第6条 幹事会は、協議会会长が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができることとする。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

(目的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

(部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

(1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

(2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

(3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

(4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

(5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

(委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

- 第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。
- 2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。
- 3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および助役会に出席しなければならない。

(分科会)

- 第9条 部会に分科会をおくことができる。
- 2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現の方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

(1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。

(2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成5年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関する事項について、実現の方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

(1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。

(2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現の方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

(1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。

(2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

(1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。

(2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

ア 部会に部会長および副部会長を置く。

イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

(1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。

(2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

(1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現の方策を検討、調整すること。

(2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(2) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

ア 部会に部会長および副部会長を置く。

イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

(1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。

(2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（平成27年3月31日現在）

会長	青梅市長	竹内俊夫
委員	奥多摩町長	河村文夫 (会長職務代理)
〃	羽村市長	並木心 (監事)
〃	福生市長	加藤育男
〃	あきる野市長	臼井孝
〃	瑞穂町長	石塚幸右衛門
〃	日の出町長	橋本聖二
〃	檜原村長	坂本義次

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（平成27年3月31日現在）

会長	福生市議会議員	乙津豊彦
副会長	檜原村議会議員	大谷禮二郎
委員	青梅市議会議員	浜中啓一
〃	〃	野島資雄
〃	〃	大勢待利明
〃	福生市議会議員	串田金八
〃	〃	武藤政義
〃	羽村市議会議員	瀧島愛夫
〃	〃	石居尚郎
〃	〃	濱中俊男
〃	あきる野市議会議員	堀江武史
〃	〃	田中千代子
〃	〃	細谷功
〃	瑞穂町議会議員	石川修
〃	〃	小川龍美
〃	〃	小山典男
〃	日の出町議会議員	加藤光徳
〃	〃	嘉倉治
〃	〃	大澤言枝
〃	檜原村議会議員	中村賢次
〃	〃	山寄源重
〃	奥多摩町議会議員	前田悦男
〃	〃	師岡伸公
〃	〃	酒井正利

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（平成27年3月31日現在）

会長	青梅市副市長	池田 央
委員	瑞穂町副町長	杉浦 裕之 (会長職務代理)
〃	福生市副市長	福島 秀男
〃	羽村市副市長	北村 健
〃	あきる野市副市長	萩原 豊吉
〃	日の出町副町長	木崎 孝二
〃	檜原村副村長	乙津 好男
〃	奥多摩町副町長	加藤 一美

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事・事務局員名簿（平成27年3月31日現在）

幹事	青梅市企画政策課長	小山 高義
〃	福生市企画財政部長	北村 章
〃	福生市企画調整課長	田村 満利
〃	羽村市企画総務部長	井上 雅彦
〃	羽村市企画政策課長	橋本 昌
〃	あきる野市企画政策部長	尾崎 喜己
〃	あきる野市企画政策課長	田野倉 裕二
〃	瑞穂町企画部長	田辺 健
〃	瑞穂町企画課長	山村 俊彰
〃	日の出町企画財政課長	濱中 修
〃	檜原村企画財政課長	太田 裕之
〃	奥多摩町企画財政課長	若菜 伸一
事務局長	青梅市企画部長	岩波 秀明
事務局次長	—	珠玖 正人
事務局主任	—	大西 宏幸
事務局員	青梅市企画政策担当主査 福生市企画調整課長企画調整担当主査事務取扱	谷合 一秀
〃	羽村市企画政策担当主査	田村 満利
〃	あきる野市企画政策課課長補佐	高岡 弘光
〃	瑞穂町企画係長	川久保 明
〃	日の出町企画財政課課長補佐企画係長事務取扱	高橋 幹夫
〃	檜原村企画財政課課長補佐兼企画財政係長	田中 安幸
〃	奥多摩町企画財政課課長補佐兼企画調整係長	坂本 雅人
		新島 和貴

平成 26 年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <http://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail info@nishitama-kouiki.jp